会 議 録 (要 旨)

会 議 名	庁 議
開催日時	平成 25 年 10 月 10 日 (木) 午前 11 時~午前 11 時 40 分
開催場所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者:市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、生活環境部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、教育部生涯学習スポーツ担当部長、教育部指導担当参事、会計管理者欠席者:議会事務局長
	1 武蔵村山市まちづくり基本方針の改定について
議題	
	3 その他
結 論 (決定した方 針、残された問 題点、保留事項 等を記載する。)	議題1 原案のとおり承認する。 議題2 原案を一部修正の上、承認する。 議題3 特になし。
審 議 意に内と記答を 選 第 では、	議題1 武蔵村山市まちづくり基本方針の改定について (都市整備部長説明) 武蔵村山市まちづくり基本方針は、都市計画法に規定する都市計画 マスタープランであり、市の都市計画に関する基本的な方針として、 平成16年3月に、概ね20年後の平成35年を目標年次として策定 したものである。策定から約9年が経過し、その間の社会情勢の変化 や市内のまちづくりの進展等を踏まえ、まちづくりの将来ビジョンを より明確にするとともに、さらなるまちづくりの推進を図るため、平 成23年度から平成25年度までの3か年で、現行基本方針の改定作 業を進めてきたところである。 改定の経過としては、平成23年度に市民アンケート調査を実施 し、市民のこれまでのまちづくりに対する満足度や、今後のまちづく りに求めることなどを抽出し、報告書を作成した。また、現行基本方 針に位置付けられている各施策の達成状況等を調査した。平成24年 度には、武蔵村山市まちづくり基本方針改定庁内検討委員会を設置 し、原案の検討・作成を行うとともに、当該原案について、関係する 計画・施策との整合を図った。平成25年度には、庁内検討委員会で

トの募集、東京都への意見照会などを実施し、それらの意見を踏まえ、 庁内検討委員会等において改定(案)を取りまとめた。その後、調整 会議、市議会全員協議会及び都市計画審議会での審議を経て、本日の 庁議に付議したものである。

資料に基づく内容については、都市計画課長から説明する。

(都市整備部都市計画課長説明)

資料1「武蔵村山市まちづくり基本方針(改定)案 概要」を御 覧いただきたい。

まず、改定の目的・背景等であるが、平成16年3月の現行基本方針策定から9年が経過し、その間、東日本大震災の発生や都市計画に関する法制度の改正などの社会情勢の変化、上位計画である武蔵村山市第四次長期総合計画の策定、まちづくり条例の施行、日産自動車村山工場跡地の整備等のまちづくりの進展などがあった。これらを踏まえ、今後も持続可能なまちづくりを行っていくために、まちづくり基本方針の改定を行うものである。

本改定においては、目標年次途中の一部改定であるということから、現行基本方針と同様、10年後の平成35年を目標年次に設定している。

次に、改定の視点についてである。

本項目では、改定の目的や背景を踏まえ、社会情勢の変化への対応 や、まちづくりにおける課題への対応、市民主体のまちづくりの推進 など、6つの視点で改定に係る検討を行った。

次に、まちづくり基本方針の構成についてである。

まちづくり基本方針は、「はじめに」、「第1編 全体構想」、「第2編 地域別構想」、「第3編 実現化に向けた方策」で構成され、巻末には、「参考資料」として、改定までの検討経過や本文中の用語解説等を掲載している。

「はじめに」では、本改定に当たっての目的や背景を示している。 「第1編 全体構想」では、現時点におけるまちづくりの課題や、 目標年次におけるまちの将来像、そして、まちづくりの目標を実現す るための6つの分野における方針等について示している。

「第2編 地域別構想」では、市内を新青梅街道とイオンモール西側を南北に通る八王子武蔵村山線で4地域に区分し、全体構想を基に各地域の特性に応じたまちづくりの目標や方針について示している。

「第3編 実現化に向けた方策」では、市民、事業者・市民活動 団体及び行政の3者の役割を示した「まちづくり推進の基本的な考 え方」や「まちづくり制度の活用」などについて示している。

なお、「第1編 全体構想」から「第3編 実現化に向けた方策」

までの構成については、現行基本方針からの変更はない。

次に、まちづくりの目標についてである。

本改定に当たり、武蔵村山市第四次長期総合計画に掲げる将来都市像『人とみどりが織りなす 夢ひろがる やさしいまち むさしむらやま』を踏まえ、まちづくりの目標を『活力とみどりにあふれ、誰もがいきいき暮らすまち 武蔵村山』と設定した。

次に、将来都市構造についてである。

将来都市構造は、目標年次における都市の構造を明確にするものであり、効率的・効果的なまちづくりを推進するために、都市機能の集積、環境の維持・向上を図るべき拠点を「核」、市民交流や生産活動の骨格となる主要幹線道路・河川・自転車歩行者専用道路を「軸」、地域特性を生かした土地利用を誘導するための区域を「ゾーン」として設定している。

主な改定点は、都市核及び中心市街地ゾーンの変更である。第四次長期総合計画との整合を図り、本市の顔となる魅力あふれる中心市街地として、商業、住宅、行政サービスなどの多様な機能の集積を図るため、本町・榎地区から日産自動車村山工場跡地の北地区までを都市核及び中心市街地ゾーンに位置付け、範囲を拡大した。

また、日産自動車村山工場跡地の南側については、自然景観形成 ゾーンに変更した。当該ゾーンについては、今後地区計画等の活用 により、周辺環境との調和に配慮した緑豊かな土地利用を図ってい くことから変更したものである。

狭山丘陵におけるみどりの核の変更については、青梅街道北側が 東京都景観計画における丘陵地景観基本軸や武蔵村山市まちづくり 条例における狭山丘陵景観重点地区に指定され、豊かな自然環境の 一体的な保全と活用がより必要とされていることから、観音寺森緑 地全体を含み、みどりの核を設定した。

多摩開墾については、長期総合計画との整合を図り、みどりの核から外した。

次に、土地利用方針についてである。

土地利用方針とは、計画的・効率的な土地利用を図っていくため に、住環境の保全や、商業・業務の活性化、みどり豊かな自然環境 を生かしていくことなど、各地域特性に応じた地区設定を行った方 針である。

本町・榎地区における主な変更点についてである。

当該地区については、平成18年12月に決定された都市核地区 地区計画との整合を図り、本市の中心市街地の形成や多摩都市モノ レール延伸時等を見据えた土地利用を誘導するために修正を行っ た。 日産自動車村山工場跡地における主な変更点についてである。

本改定に伴い、将来都市構造の中で都市核及び中心市街地ゾーン に位置付けたことや、地区計画等を活用した今後の土地利用の動向 を踏まえ、公共公益施設地区などの範囲を修正した。

湖南処理場における主な変更点についてである。

湖南処理場は、今後、施設機能の更新に伴う施設用地の土地利用の変更に併せ、地区計画制度等を活用し、処理場と良好な低層住宅とが共存した土地利用を誘導していくことから、その内容を踏まえた修正を行った。

学園地区における主な変更点についてである。

当該地区については、現行基本方針策定後に決定された、周辺環境と調和した良好な市街地の形成を目的とした学園四丁目地区地区計画や学園二丁目地区地区計画との整合を図るため、修正を行った。

新青梅街道沿道については、現行基本方針と同様に近隣商業地区となっているが、土地利用の方針としては、主として商業・サービス施設の立地を促進し、都市核地区土地区画整理事業区域の多摩都市モノレール新駅想定地周辺では、多摩都市モノレールの箱根ケ崎方面延伸を見据え、市の玄関口にふさわしい、にぎわいと活力ある中心市街地としての土地利用を誘導することとしている。

「第3章 分野別方針」及び「第2編 地域別構想」については、 将来都市構造や土地利用方針の変更点などを反映させ、必要な文言 の追記・修正等を行った。

次に、資料3「市議会全員協議会及び武蔵村山市都市計画審議会 における質問等とその対応について」を御覧いただきたい。

本資料は、市議会全員協議会及び武蔵村山市都市計画審議会での 質問、意見及び回答の概要とその対応方針をまとめたものである。

まず、市議会全員協議会における質問等とその対応についてである。

1件目は、本改定によって新たに都市核及び中心市街地ゾーンに 位置付けられた日産跡地における活断層への対応についての質問で ある。

これに対し、「活断層と断定された場合、武蔵村山市だけではなく、 広域的な観点での対応が必要となる」と回答し、了解を得た。

2件目は、建築協定制度の内容に関する質問である。

建築基準法第69条の定義に基づき、コモンシティ武蔵野を例に 挙げ、回答した。

3件目は、湖南処理場の施設更新に伴う良好な低層住宅地の誘導 に当たっての最低敷地面積に関する意見である。

これに対し、既に策定された地区計画における最低敷地面積を例

に挙げ、「同程度の規制が必要である。」と回答し、了解を得た。

4件目は、旧青梅街道から北側における道路構想に関する質問である。

これに対し、「当該道路の必要性は認識しているものの、狭山丘陵の保全や野山北・六道山公園の整備が進んでいることを考慮し、道路整備は難しい。」と回答し、了解を得た。

5件目は、無電柱化の推進に関する意見である。

「改定にあたり、拡大された中心市街地ゾーン内のすべての道路 について、無電柱化の位置付けを行うべき」との意見に対し、「財政 上の理由から、当該ゾーンの全ての道路を実施することは困難であ る。必要に応じて、東京都への要望は行っている。」と回答し、了解 を得た。以上の理由から、本編の記載においては変更しない事とし た。

6件目は、目標年次までの緑被率の見通しに関する質問である。

平成25年3月に策定した「ハート&グリーン 第二次みどりの基本計画」の目標値を基に回答した。

7件目は、日産自動車村山工場跡地南側の将来都市構造図及び土地 利用方針図におけるそれぞれの位置付けに関する質問である。

本編30ページ及び34ページにおけるそれぞれの位置付けに基づき回答した。

8件目は、みどりの軸の位置付けに関する意見である。

新青梅街道については、本編36ページの中で「植樹帯の設置などを東京都へ要請する。」とし、沿道景観に配慮した整備も位置付けているが、当該道路は、市の中心的な骨格となる道路であることから、既存の都市軸としての位置付けが最も相応しいため、変更しないこととした。

9件目は、地域別構想の南東地域における都営村山団地の記載に関する意見である。

従前の文書では、「都営村山団地については、村山団地連合自治会などを通じ、エレベーターの設置などの要望が寄せられています。」と記載されており、「後期計画を踏まえた文書に修正した方が良いのではないか。」との意見があったが、後期計画については、現在検討を進めている段階であり、明確に内容を記載することが困難であることから「都営村山団地については、誰もが安心して快適に生活できるよう人にやさしい施設づくりを東京都に要請します。」と変更した。

10件目は、将来都市構造のみどりの軸、水の軸における今後の整備に関する質問である。

水の軸は、河川整備と併せた親水広場等の整備を東京都に要請し

ていくこと、また、みどりの軸は、自転車道の充実などと併せ、引き続き整備に努めていく旨を回答した。

11件目は、本改定において拡大した「いこいの核」に関する質問である。

本改定に当たり、野山北・六道山公園のフィールドアスレチックなどの周辺施設を含め指定を拡大した旨を回答した。

12件目は、空堀川やその後背地における自転車歩行者専用道路の整備構想に係る質問である。

空堀川は、整備主体である東京都と今後調整し、その後背地では、 現時点での構想は無い旨を回答した。

次に、武蔵村山市都市計画審議会における質問等とその対応についてである。

1件目は、本編67ページの中藤公園、観音寺森緑地の記載に関する意見である。

従前の文書では、「子どもからお年寄りまでが一緒に遊べる憩いの公園など」と記載されていたが、整備主体である東京都から、「当該地については、傾斜地の公園となるため、お年寄りの利用に向かない場合もある。」との意見があったため、当該箇所を削除した。

2件目は、改定に当たり、多摩開墾をみどりの核から外した理由についてである。

第四次長期総合計画との整合を図るため指定を外したこと、また、 みどりの保全を図っていく位置付けには変更がないことを回答し、 了解を得た。

3件目は、目標年次までの期間における法改正等への対応についての質問である。

「まちづくり基本方針への反映が不可欠な法改正があった場合には、再度改定を行う。」と回答し、了解を得た。

説明については、以上である。

(質疑等)

- 資料1の2頁にある「複合市街地ゾーン」と3頁にある「住工 複合地区」は同じ意味か。
- 2頁については、将来都市構造を表しており、3頁の住工複合 地区については、土地利用の方向性を示している。
- 複合市街地ゾーンの中には、住工以外もあるのか。
- 本編29頁及び32頁に記載がある。
- 都市計画審議会へは、この案を示したのか。
- この案を示して御審議いただき、答申をいただいている。

(結果)

原案のとおり承認する。

議題2 平成26年度予算編成方針について

(財政担当部長説明)

予算編成方針の冒頭部分については、内閣府が示した9月の月例経済報告を抜粋したものである。また、国及び東京都の部分については、 国及び東京都の予算編成方針を抜粋したものである。

平成26年度予算編成方針を朗読する。

一財政担当部長朗読一

(質疑)

- 記書きがあるが、本文中に記へ導く文章がない。
- 記へ導く文章を挿入する。
- 地方消費税率の引き上げに伴う増収のことが記載されている が、歳出の部分は記載しなくてよいのか。
- 歳入部分の方が大きいので、歳出については記載する必要はないと考える。

(結果)

原案を一部修正の上、承認する。

議題3 その他 特になし。

会議録の開示 □ 一部開示 (根拠法令等:	\
)
・非開示の別 □ 非 開 示 (根拠法令等:)

庶務担当課

企画財務部 企画政策課(内線:374)

(日本工業規格A列4番)